

測量、建設コンサルタント業務に係る最低制限価格算出要綱

平成28年1月19日

津幡町告示第10号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同法施行令第167条の13の規定により準用する場合を含む。）及び津幡町財務規則（昭和60年津幡町規則第1号。以下「規則」という。）第132条の規定による測量、建設コンサルタント業務に係る最低制限価格の算出方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 最低制限価格を設定する対象業務は、発注予定金額が50万円を超える測量、建設コンサルタント業務とする。

(最低制限価格の算出方法)

第3条 最低制限価格の算出方法は、次の各号に掲げる業務の種別（当該業務の予定価格算出の基礎とした設計書等（以下「設計書」という。）に係る業務の種別をいう。）に応じ、設計書に基づき算出した当該各号に掲げる額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、第1号から第3号に掲げる業務に係る委託契約にあつては、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合は当該予定価格に10分の8を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合は当該予定価格に10分の6を乗じて得た額とし、第4号に掲げる業務に係る委託契約にあつては、その額が予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合は当該予定価格に10分の8.2を乗じて得た額とし、第5号に掲げる業務に係る委託契約にあつては、その額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合は当該予定価格に10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合は3分の2を乗じて得た額とする。

(1) 土木コンサルタント業務（水道施設及び下水道施設含む）次に掲げる額の合算額

ア 直接人件費の額

イ 直接経費の額

ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の4.8を乗じて得た額

(2) 建築又は設備設計業務 次に掲げる額の合算額

ア 直接人件費の額

- イ 特別経費の額
 - ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
 - エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
 - (3) 補償関係コンサルタント業務 次に掲げる額の合算額
 - ア 直接人件費の額
 - イ 直接経費の額
 - ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費の額に10分の4.5を乗じて得た額
 - (4) 測量業務 次に掲げる額の合算額
 - ア 直接測量費の額
 - イ 測量調査費の額
 - ウ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
 - (5) 地質調査業務 次に掲げる額の合算額
 - ア 直接調査費の額
 - イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
 - エ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
- 2 前項の規定にかかわらず、特別な業務については、10分の8から10分の6までの範囲内の割合を予定価格に乗じて得た額を最低制限価格とする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月27日津幡町告示第22号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月15日津幡町告示第33号)

- 1 この要綱は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行の日の翌日から施行する。
- 2 工期の末日が、平成31年9月30日以前である契約については、第2条中「100分の110」とあるのは、「100分の108」として、同条の規定を適用する。